

開発援助に際する人権への取り組み ～ Rights-based Approachと人間の 安全保障について～

「開発援助と人権配慮」セミナー

2005年1月25日

川村暁雄

神戸女学院大学

1. 注目される人権と開発の関係

経緯

- ◆ 1970年代後半～人権に基づく条件づけ
- ◆ 1980年代～
 1. 人権プロジェクトへの支援(国連等)
 2. プロジェクトの人権への悪影響への批判

1990年代～人権に基づく開発アプローチ

1. 注目される人権と開発の関係

人権に基づく開発アプローチの発展

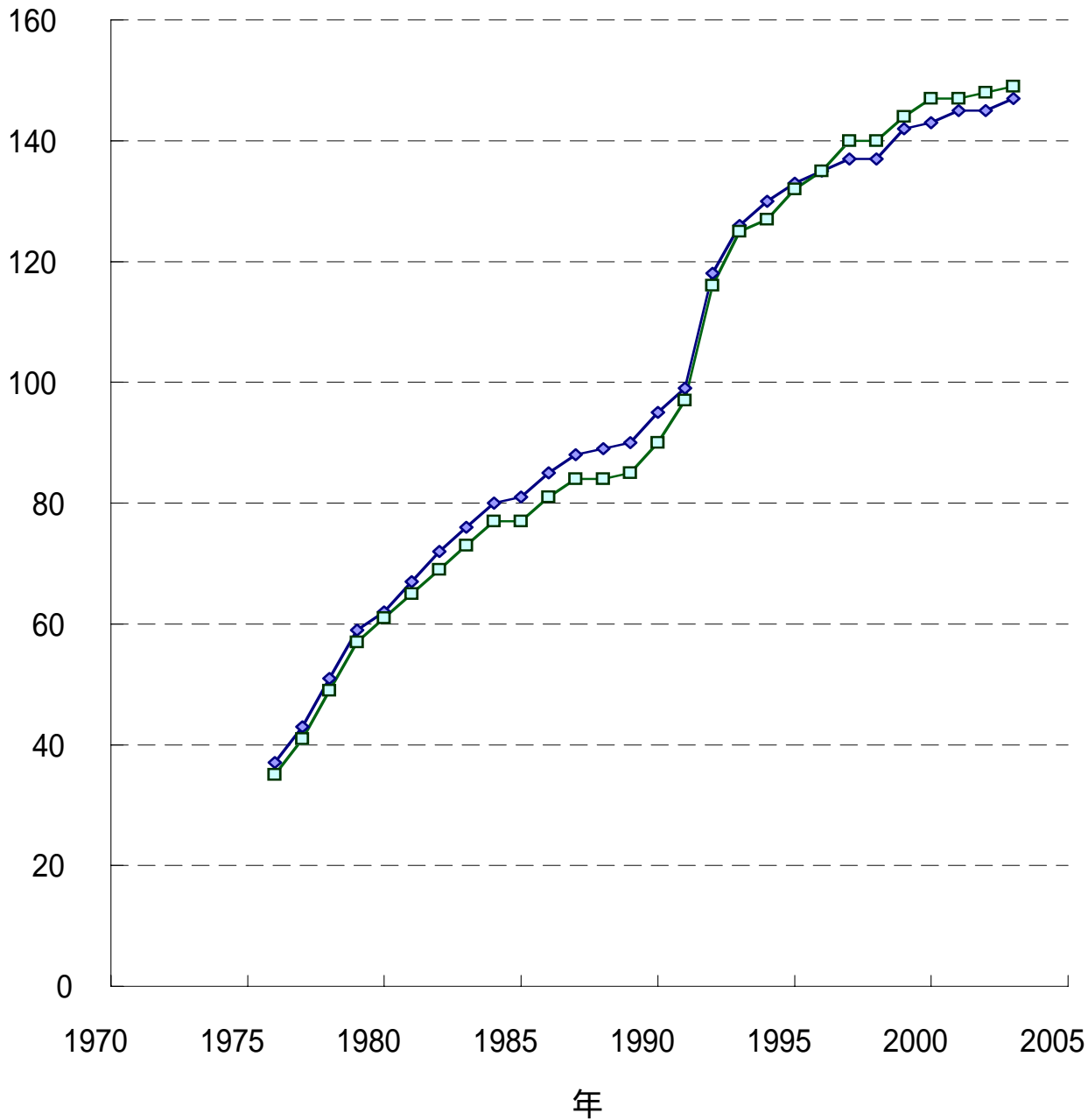
- 背景1・国際人権基準の法的発展と締約国数の増加
- 背景2・冷戦の終了・世界人権会議(1993)
- 背景3・開発現場での「権力関係」の役割への関心の高まり

1. 注目される人権と開発の関係

人権に基づく開発アプローチの発展

背景1・国際人権基準の法的発展と締約国数の増加

- 1966 人種差別撤廃条約、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約
- 1979 女性差別撤廃条約
- 1984 拷問禁止条約
- 1989 子どもの権利条約



—◆— 社会権規約締約国数
—□— 自由権規約締約国数

1. 注目される人権と開発の関係

人権に基づく開発アプローチの発展
背景2・冷戦の終了・世界人権会議

人権の普遍性、不可分性、相互依存・相互関係の
認識の高まり

一部の国(北欧諸国、イギリス等)、国際機関(ユニ
セフ)のRBA採用のきっかけ

1997年の「国連改革計画」での人権の主流化

1. 注目される人権と開発の関係

人権に基づく開発アプローチの発展

背景3・開発の現場での「権力関係」の重要性
の認識の高まり

2. なぜ人権なのか

- **人権：人間の尊厳（自由、平等）を守るための条件を法的形式で表現したもの**
 - ◆ **人間の尊厳 = 人権の基本となる価値観**
 - 自由 = 自己決定の尊重
 - 平等 = 公正な取り扱い・非差別(不当な理由により異なる扱いをすること)

2. なぜ人権なのか

人権：人間の尊厳（自由、平等）を守るための条件を法的形式で表現したもの

- 法的形式 = 個人の請求権を社会的に承認し、社会、とりわけ国家それを保障する義務を課す
 - ◆ 例1・思想信条の自由 国家には不介入の義務
 - ◆ 例2・社会的に差別されない 国家には保護義務
 - ◆ 例3・初等教育を受ける権利 国家は実施措置をとる義務

2. なぜ人権なのか

人権：人間の尊厳（自由、平等）を守るための条件を法的形式で表現したもの

- 法的形式 = 請求権

- ◆ 「被援助者」ではなく「請求の主体」 エンパワメント
- ◆ 義務の履行のための救済措置・実施監視措置
- ◆ 権力を持つ側の説明責任

3. 何が人権なのか

- 人権の原則
- 人権基準

3. 何故人権なのか

人権の原則(国連機関の「共通理解」)

1. 人権についての原則
 - ◆ 普遍性
 - ◆ 非剥奪性
 - ◆ 不可分性・相互依存性
2. 人権に基づく原則
 - ◆ 非差別・平等
 - ◆ 参加・包含
 - ◆ 説明責任・法の支配

3. 何故人権なのか

人権基準

	市民的・政治的権利	経済的・社会的・文化的権利
手続き的権利	法の下での平等 適正な手続き	差別からの保護・適正な手続き 労働組合結成
実体的権利	表現の自由・思想信教の自由・ 参政権・結社の自由・集会の自由・ 拷問などの禁止	住居、食料、医療、教育への権利、 子どもの最善の利益、マイノリティの文化の尊重

4.人権に基づく開発アプローチ

- 人権の原則と基準に基づき、計画立案の手続きや内容を形成した開発を行うもの

4.人権に基づく開発アプローチ

主要構成要素(UNICEFの手法による)

- 分析
 - 対象の状況を権利の実現状況に照らして分析
 - 権利の保持者 (rights holder) と責務の担い手 (duty bearer) を特定、権利請求能力・責務実現能力を分析
- 過程・参加、説明責任の確保を重視

4.人権に基づくアプローチ

RBAは何が違うのか

1. 少数者の深刻な権利侵害(差別等)を安易に「トレードオフ」の対象としない
2. 参加・包含は手段ではなく目的の一部に
3. 権利請求・義務履行能力の分析・強化
4. アカウンタビリティの強調

4.人権に基づくアプローチ

RBAはどこまで適用できるか？

- 経済インフラとRBAの関係？(義務履行能力強化？)
- 「人権」の法的受容・社会的受容のギャップ
 1. 権力関係・政治文化との関わり(現状強化か変革か)
 2. 「伝統的文化」との関わり(女性・子どもの権利)

5.日本の援助と人権アプローチ

- 環境社会配慮ガイドライン
- ODA大綱・中期政策と「人間の安全保障」

5.日本の援助と人権アプローチ

環境社会配慮ガイドライン

- 全体に人権の原則を事実上はある程度組み込んでいる
 - ◆ 「参加」「説明責任」の重視
 - ◆ 立ち退きなどによる「生活水準の低下」を「認めない」

5.日本の援助と人権アプローチ

環境社会配慮ガイドライン

- 参加・救済に関わる人権状況の分析を求める(人権の相互依存性)
- 2.7.1 環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける。JICA は、環境社会配慮への支援・確認を行う際には、こうした条件を十分に考慮する。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、相手国政府の理解を得た上で情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求められる。

5.日本の援助と人権アプローチ

環境社会配慮ガイドライン

- 社会的に弱い立場の人権状況の考慮を求める(マイノリティ保護・非差別)
- 2.7.2 JICA は、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する。

5.日本の援助と人権アプローチ

ODA大綱・中期政策と「人間の安全保障」

- 「人間の安全保障」= 個人の尊厳
公平性
法の支配・民主主義・人権強化の支援
- 【欠落】個人の尊厳を実現する手段としての人権の位置付け、参加、説明責任、人間の安全保障の優先、相互依存性への十分な配慮
- 戦略なき目標では？ インフラ優先に実質ならないか？

6.提言

- 人間の安全保障実現と人権の関係についての調査研究と方針作成
- インフラ整備における日本のODAの役割と人間の安全保障・人権の関係を検討 より詳細なガイドラインの策定